

国 住 街 第 3 8 号
平成29年 5 月 31 日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

(印影印刷)

平成十七年国土交通省告示第三百五十九号の一部を改正する告示の施行
について (技術的助言)

小規模な圧縮水素スタンドについては、規制改革実施計画 (平成28年6月2日閣議決定) (別紙) において、「高圧ガス保安法 (昭和26年法律第204号) における第二種製造者に当たる小規模な圧縮水素スタンドについて、市街地への設置実績を踏まえ、特定行政庁の許可を得ることなく市街地に設置可能となるよう告示を定めることについて検討し、結論を得る。」こととされた。

今般、小規模な圧縮水素スタンドの市街地への設置実績を踏まえ、平成17年国土交通省告示第359号の一部を改正する告示を本日付けで公布、施行したので、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

1. 小規模な圧縮水素スタンドの追加

圧縮水素スタンドは、建築基準法 (昭和25年法律第201号。以下「法」という。) 別表第2 (ぬ) 項第1号 (12) に掲げる圧縮ガスの製造に係る事業を営む工場に該当することから、改正前の平成17年国土交通省告示第359号第1号及び第2号の基準に適合し、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域で建築が可能とされている圧縮水素スタンドを除き、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域では原則として建築が禁止されてきた。

また、高圧ガス保安法第5条第2項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則 (昭和41

年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。)第11条第5号に規定されている一般則第7条の3第2項各号に掲げる基準(同項第2号の2に掲げる基準にあっては、同号ただし書に定めるものに係る部分に限る。)又は一般則第12条の2第2項各号に掲げる基準に適合するものとして届出された圧縮水素スタンド(以下「小規模な圧縮水素スタンド」という。)については、「小規模な圧縮水素スタンドにおける圧縮水素の製造に対する建築基準法第48条の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」(平成28年3月8日付け国住街第168号)により、法第48条の規定に関する許可準則を定め、通知している。

今般、小規模な圧縮水素スタンドの市街地への設置実績(稼働開始12件(平成29年5月31日時点))を踏まえ、平成17年国土交通省告示第359号の一部を改正し、次のとおり小規模な圧縮水素スタンドに係る基準を追加し、第一種住居地域等で建築を可能とした。

- ・ 一般則第2条第1項第25号に規定する圧縮水素スタンドであって、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 一般則第7条の3第2項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法第5条第2項の届出がされたもの(製造設備の冷却の用に供する冷凍設備(一般則第7条の3第2項第2号の2ただし書に規定するものを除く。))を用いるものを除く。
 - ロ 一般則第12条の2第2項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法第5条第2項の届出がされたもの

2. 関係部局との連携について

小規模な圧縮水素スタンドの建築確認等に係る手続きの円滑化に向けて、各都道府県の高圧ガス保安部局との情報交換を密接に行う必要がある。このため、小規模な圧縮水素スタンドに係る様々な情報を関係部局間で共有するなど、各関係部局間の日常的な連携を図る取り組みを行うことが重要である。

また、各都道府県の高圧ガス保安部局は、高圧ガス保安法第62条第1項の規定による立入検査を行う権限を有することから、特定行政庁が保有する各圧縮水素スタンドの建築確認に関する情報提供を行うなど、高圧ガス保安部局との連携に向けた取り組みも重要である。

このたび、経済産業省商務流通保安グループ保安課高圧ガス保安室より各都道府県高圧ガス保安部局あてに、小規模な圧縮水素スタンドの立地等に係る連携体制の構築について別添のとおり周知されていること申し添える。

3. その他

小規模な圧縮水素スタンドが、圧縮ガスの製造事業を営む工場に該当するものであるか否かは、圧縮ガス製造の目的や製造工程等から総合的に判断することとし、実証実験的に実施するなど事業として営まないものについては、圧縮ガスの製造事業を営む工場には該当しない。

規制改革実施計画（抄）
（平成28年6月2日閣議決定）

II 分野別措置事項

4 投資促進等分野

(2) 個別措置事項

①経済・社会情勢の変化に対応した規制の見直し

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
7	小規模な圧縮水素スタンドの市街地への設置促進に向けた建築基準法の取扱いの見直し	高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）における第二種製造者に当たる小規模な圧縮水素スタンドについて、市街地への設置実績を踏まえ、特定行政庁の許可を得ることなく市街地に設置可能となるよう告示を定めることについて検討し、結論を得る。	平成28年度 検討・結論、 結論を得次第 速やかに措置	国土交通省

平成29年5月31日付け
経済産業省商務流通保安グループ保安課高圧ガス保安室より
各都道府県高圧ガス保安部局あて送付

ー以下、送付内容抜粋ー

平素より高圧ガス保安行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省において、別添のとおり、規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）に基づき、小規模な圧縮水素スタンドの市街地への設置実績を踏まえ、平成17年国土交通省告示第359号の一部を改正する告示を平成29年5月31日に公布、施行することとし、本告示の施行及び小規模な圧縮水素スタンドの立地に係る円滑な運用に向けた連携体制の構築等について通知されていますのでお知らせします。

今回の改正により、高圧ガス保安法上の第二種製造者に該当する小規模な圧縮水素スタンドを市街地に立地させる際の建築基準法第48条の規定に基づく許可が不要となりますが、建築確認の際に高圧ガス製造届を高圧ガス保安部局が受理している事を建築主事が確認する必要があります。

高圧ガス保安法ご担当各位におかれてましては、圧縮水素スタンドに係る高圧ガス保安法第5条第2項の規定に基づく届出等の情報を建築部局と適宜共有するなど、法律の円滑な運用にご協力お願いいたします。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十条の九の五第二号ロの規定により国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 水素の製造は、次のいずれかの方法により行われるものであること。</p> <p>イ 電気により水を分解する方法</p> <p>ロ 水蒸気により炭化水素を改質する方法</p> <p>二 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)以下「一般則」という。)第二条第一項第二十五号に規定する圧縮水素スタンドであつて、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 一般則第七条の三第二項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の許可を受けて設置されるもの(製造設備の冷却の用に供する冷凍設備(一般則第七条の三第二項第二号の二ただし書に規定するものを除く。))を用いるものを除く。</p> <p>ロ 一般則第七条の三第二項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法第五条第二項の届出がされたもの(製造設備の冷却の用に供する冷凍設備(一般則第七条の三第二項第二号の二ただし書に規定するものを除く。))を用いるものを除く。</p> <p>ハ 一般則第十二条の二第二項各号に掲げる基準に適合するものとして、高圧ガス保安法第五条第二項の届出がされたもの</p>	<p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百三十条の九の四第二号ロの規定により国土交通大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 水素の製造は、次のいずれかの方法により行われるものであること。</p> <p>イ 電気により水を分解する方法</p> <p>ロ 水蒸気により炭化水素を改質する方法</p> <p>二 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第五条第一項の規定に基づき、一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)第七条の三第二項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであること。</p>